

嘉手納町小規模保育事業用候補物件
募集要項

令和4年7月

嘉手納町子ども家庭課

【応募受付期間】

令和4年7月11日（月）～令和4年7月22日（金）

【受付時間】

8：30～17：15 土日祝祭日を除く

【受付場所】

〒904-0293

嘉手納町字嘉手納 588

嘉手納町子ども家庭課 保育支援係

1. 事業の目的

嘉手納町においては、「嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童の解消を図るため、認可保育所等の定員拡大に取り組んでいることから、小規模保育事業運営者の募集を行います。

この要項は、事業者公募への応募を検討している事業者に対し、物件情報の提供を行うことを目的として、当該小規模保育事業用候補物件の募集に必要な事項を定めるものです。

2. 小規模保育事業運営者募集の流れ

本募集に応募された物件情報については、別途実施する小規模保育事業運営者公募への応募を検討している設置運営事業者に対し、必要に応じて嘉手納町から情報提供を行います。設置運営事業者が希望している場合には、その情報を元に物件の所有者と協議を行い、賃借物件を確保した設置運営事業者が事業者公募に応募することにより、本募集に応募した物件が小規模保育事業用候補物件となります。

その後、事業者公募において選定された設置運営事業者が、賃借物件（又は自己所有物件）を必要に応じて改修することにより、小規模保育事業所の整備を行います。なお、賃貸借契約については、物件所有者と設置運営事業者との間で締結をするものであり、嘉手納町が物件を借り受けるものではありません。

3. 募集物件

(1) 対象となる物件

小規模保育事業所の設置が可能な建物、ビル等の一部

※提供された物件を必要に応じて設置運営事業者が改修整備し、賃借して使用します。

※既存の物件に限らず、新築工事を行う物件の賃借も含めます。

(2) その他の要件

ア 周辺の環境に安全面、治安等の問題がないこと。

イ 小規模保育所の設置に関し、近隣住民の理解・協力が得られる場所であること。

ウ 災害時の緊急避難等、安全が確保できる場所であること。

エ 事業者公募において示す施設整備・運営にあたり適合すべき基準を満たしている、または改修により満たすことができること。

オ 当該物件を10年以上小規模保育事業所として利用できること。

カ 当該物件に関するすべての権利者の了解が得られること。

キ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請の確認済み及び検査済証を得ていることが確認できること。

ク 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。なお、昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた事業実施施設（建物）の場合は、耐震診断により構造耐震指標（Is値）が0.6以上、又は（Iw値）が1.0以上であることが確認できること。

(3) 開所時期

令和5年4月1日の開所とします。

4. 応募の方法

(1) 応募受付

ア 受付期間：令和4年7月11日（月）から7月22日（金）まで
（土日祝祭日を除く）

イ 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

ウ 受付場所：嘉手納町子ども家庭課保育支援係

エ 提出方法：事前にご相談の上、提出書類をお持ちください。

(2) 提出書類

次のア及びイを各1部提出してください。なお、**イについては情報提供のため、複写したものを設置運営事業者へお渡しします。**

ア 嘉手納町小規模保育所整備候補物件登録申請書兼誓約書

イ 位置図及び平面図

◎事業者公募への応募の際には、設置運営事業者申請者を通して次のウ～カを提出していただきます。

ウ 登記事項証明書（土地建物全部事項証明書）

エ 物件の概要が分かる書類（建築概要書、重要事項説明書等）

オ 建築基準法に基づく検査済証（写）

※検査済証のない建築物の場合、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づいて「検査済証のない建築物に係る指定確認機関を活用した建築基準法適合状況調査結果報告書」を提出すること。

カ 新耐震基準に適合していることが確認できる書類（耐震診断結果報告書の写し等）（昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合のみ提出）

(3) 応募にあたっての留意点

ア 提出については、代理人でも可とします。

イ 応募書類の提出期間締め切り後、指示により追加書類の提出を求められた場合には、指示された期間内に提出してください。

ウ 応募に関する費用は応募者の負担となります。

エ 提出された書類等は返却いたしません。

オ 応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。

5. スケジュール (予定)

項目	日程、内容等
物件の募集開始、 設置運営事業者の公募 要領公表、事前相談受 付 (随時)	令和4年7月11日 (月) ~令和4年7月22日 (金) ・事前相談を行った設置運営事業者への物件情報提供 (随時) ・事前相談を行った設置運営事業者と物件所有者との協 議 (随時)
運営者応募申請期限	<u>令和4年8月19日 (金)</u>
設置運営事業実施者候 補者の選定	令和4年9月下旬 (予定)
開設準備	令和4年10月~令和5年3月
事業開始	令和5年4月1日 ※変動する場合があります。

6. その他

- (1) 提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。
また、情報公開請求により開示する場合があります。ただし、応募者の正当な利益
を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。
- (2) 審査の結果、整備物件として決定された場合であっても、提出された提案内容ど
おりの施設整備・運営ができないことが明らかになった場合、決定を取消すことが
あります。
- (3) 事業者公募への応募時及び選定後の契約に際して、賃貸借契約の内容協議や契約
締結については、物件所有者と運営事業者の責任において実施していただくことと
なります。
- (4) **事業者公募への応募に際しては、物件所有者と運営事業者の双方の合意上で、
同一の物件について複数の設置運営事業者が計画を策定し、それぞれ応募を行うこ
とも可能です。**

本募集要項に関するお問い合わせ先は次のとおり。

●嘉手納町 子ども家庭課 保育支援係

〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地

TEL 098-956-1111 (内線 272)

FAX 098-956-8094

Eメールアドレス hoikushien@town.kadena.okinawa.jp